地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する
環境配慮基準の適用等に係る留意事項

「『地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準』について」（令和６年 11 月 11 日付けゼ戦第 523 号、ゼ産第 550 号北海道経済部ゼロカーボン推進監通知）２（３）でお知らせするとした留意事項については、次のとおりです。

なお、促進区域の設定を検討する際は、環境省令で定める基準(以下、「国の基準」という。)や「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する道の環境配慮基準」（以下、「本基準」という。)のほか、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)(令和６年４月１日付け事務連絡環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室通知)(以下、「環境省マニュアル」という。)を参照するとともに、再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS(環境省整備))等から域内の再エネポテンシャルに関する情報を、また環境アセスメントデータベース(EADAS(環境省整備))や行政機関等から自然環境・社会環境などの地域特性の情報をそれぞれ収集・把握した上で、実施してください。

１　第１章　基本的事項　１「基準策定の趣旨」 関連

注）この基準は、市町村が地域脱炭素化促進事業に促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業に適用されず、その事業を行う区域を規制するものではありません。

＜留意事項＞

・本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下、「法」という。)第 21 条第６項に基づき、地域脱炭素化促進事業として実施する事業を対象とするものであり、この事業として行わない再生可能エネルギー事業に適用されるものではありません。
なお、再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。

・既存の事業との関係については、次のとおり環境省マニュアルに示されています。

3-9-6. 既存の事業との関係【環境省マニュアル P.88】

促進区域を検討する際、候補となる区域において既に再エネ事業が行われている場合や、再エネ事業の実施に向けた手続が行われている場合が考えられます。促進区域は、個別の再エネ事業によらず、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアにどのような再エネが導入されていくことが望ましいかを考慮して設定するものであるため、既存の再エネ事業がある場所を必ずしも促進区域に含めなくても構いません。

一方で、地域脱炭素化促進事業に関する制度は、地域脱炭素化促進事業として行わない再エネ事業を妨げるものではないため、促進区域の設定の有無によらず、既存の事業の実施や、実施に向けた手続が妨げられることはありません。

２　第１章　基本的事項　３「対象とする地域脱炭素化促進施設の種類」 関連

（１）　再生可能エネルギー発電施設
- 太陽光発電施設
- 風力発電施設(洋上に設置するものを除く)
- 中小水力発電施設(出力が 30,000kW 未満のものに限る)
- 地熱発電施設(探査に係る調査のための堀削設備を含む)
- バイオマス発電施設

（２）　再生可能エネルギー熱供給施設
- 太陽熱供給施設
- 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設(地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱)
- 地熱供給施設
- バイオマス熱供給施設

＜留意事項＞

・本基準の対象とする地域脱炭素化促進施設については、上記再エネ施設９種類とし、施設ごとにそれぞれの基準を設定しています。

３　第１章　基本的事項　４「対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等」 関連

- 太陽光発電施設のうち、最大発電量が 10kW 未満で、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- 太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの

＜留意事項＞

・本基準の対象としない地域脱炭素化促進施設については、規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して、上記３種類としています。

４　第１章　基本的事項　６「基準の見直し」 関連

基準に基づく市町村による地域脱炭素促進区域の設定状況について、毎年、道がとりまとめて環境審議会に報告します。道は、環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認めるときは、基準の見直しを行うものとします。

＜留意事項＞

・促進区域の設定状況については、毎年、道がとりまとめ北海道環境審議会に報告することとしており、これに当たり設定状況等の調査を実施しますので御協力をお願いします。

・環境審議会の意見を踏まえるなどして必要があると認められるときは、本基準の見直しを行うことと規定しており、法改正や国の地球温暖化対策計画の改定、道のゼロカーボン北海道推進計画の改定等情勢の変化があった際に、その必要性について検討することなどを想定しています。

５　第２章　基準　１～９（１）「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」【表の注記※１】 関連

※１ 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

＜留意事項＞

・本基準の施行に当たり、地域の再エネポテンシャルを活かし、地域の脱炭素を進めるため、既に促進区域を設定している又はしようとする市町村を考慮した措置です。

・「本基準の策定時」とは、本基準を通知した日（施行通知日）のことをいいます。

・この場合においても、国の基準は適用されます。

・「協議会等」とは、法第 22 条第１項に規定する地方公共団体実行計画協議会のほか、市町村が設置した任意の検討会及び市町村がヒアリングやアンケート調査などの実施を通じて合意形成や関係者の理解醸成を図るなどした場合を含みます。

６　第２章　基準　１～９（１）「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」【表の注記※２】 関連

※２ 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第１項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

＜留意事項＞

・本基準第２章１～９（１）の表に示す「促進区域に定めることが適切でないと認められる区域」が再生可能エネルギーのポテンシャルが高い区域と重なり、促進区域を設定できる区域が限定され、促進区域の設定が困難となる場合を考慮した措置です。

・「条例その他規程等」とは、市町村が定めた再生可能エネルギー利用設備の設置に関する条例や各種規定、ガイドラインのことをいいます。

・「法第 22 条第１項に規定されている協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域」とは、次の(1)及び(2)を満たす区域であり、この区域については本基準における「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は適用されません。

(1) 表の区域名に※２を付している次の①から③の区域

① 保安林、保安林予定森林、地域森林計画対象森林、IBA(適用は離島のみ)、及び海岸保全区域（海岸保全区域については、中小水力発電施設を除く。）

②植生自然度 10 の区域については、現地調査などにより、植生の実態が植生自然度１から９に相当するものとして、協議会において合意形成がなされた区域。なお、当該区域が植生自然度８・９相当の場合は、本基準における「促進区域に定めるに当たって考慮を要する事項(考慮対象事項)」に基づいて、地域の環境の保全のための取組を検討してください。

③国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度８・９･10 の地域、並びに北海道立自然公園の普通地域で植生自然度８・９･10 の地域については、現地調査などにより、植生の実態が植生自然度１～７に相当するものとして、協議会において合意形成がなされた区域。なお、当該区域が植生自然度１～７に相当の場合は、本基準における「促進区域に定めるに当たって考慮を要する事項(考慮対象事項)」に基づいて、地域の環境の保全のための取組を検討してください。

(2)次のア～ウの手順により、協議会において、地域の合意形成が図られた区域。

ア　市町村が、上記(1)の区域を再生可能エネルギーのポテンシャルが高い区域と判断し、促進区域に含める必要のある区域として設定。

イ　協議会において、設定された区域が適当であることについて合意形成

ウ　協議会において、設定された区域を「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」から除くに当たり、当該区域における環境保全のための取組について合意形成

・この場合において協議会を開催する際には、道は、協議会に参画し、検討の状況を確認することとしておりますので、道に事前に連絡いただきますようお願いします。なお、道においては、本基準の第３章留意事項に基づき市町村の求めに応じた専門家の紹介や検討に必要な情報提供などの支援を行います。

・協議会の活用について、次のとおり環境省マニュアルに示されています。

3-9-9. その他【環境省マニュアル p.89】

市町村が促進区域を含めた地方公共団体実行計画を定めるに当たっては、協議会等を活用し、地域の関係者における十分なコミュニケーションを図りながら検討を行うことが重要です。このような検討の過程においては、地域の自然的社会的条件を踏まえた、地域における再エネ事業に関する環境配慮の考え方が明確化されることとなります。促進区域の設定に当たっては、このような促進区域の検討過程における情報として、地域における再エネ事業に関する環境配慮の考え方を併せて示すことが考えられ、例えば、環境保全を優先すべきものとして促進区域とすべきではないと考えるエリアをその理由とともに併せて示していくことや、地域における再エネ事業を行うに当たって考慮すべき環境配慮事項並びに望ましい事業の規模及び形態等や環境保全措置の在り方等を併せて示していくことなども可能です。

７　第２章　基準　１～９（１）「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」【表の注記※４又は※３】 関連

※４又は※３＊　市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

＊

※４	1. 太陽光発電施設、2. 風力発電施設
※３	3. 小水力発電施設、4. 熱発電施設、5. バイオマス発電施設、6. 太陽熱供給施設、 7. 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設、8. 熱供給施設、9. バイオマス熱供給施設

＜留意事項＞

・市街化調整区域における希少野生動植物の生息地及び生息地の保全その他の自然環境の保全を目的とした措置です。

・「条例その他規程等」とは、市町村が定めた希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的とした条例や各種規定、ガイドラインのことをいいます。

・「地域との合意形成に資する手続等」とは、例として地域協議会の設置や住民説明会の開催など地域の合意形成や理解醸成を図るための手続等のことをいいます。

８　第２章　基準　１（１）「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」【表１の注記 ※５】関連

※５ 営農型太陽光発電施設を除く（太陽光発電施設のみ）。

＜留意事項＞

・営農型太陽光発電とは、農用地区域内農地及び甲種農地において、農地法第３条第１項及び第５条第１項に基づく許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら行う発電事業であり、農地法施行規則第 30 条第２項及び「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和６年３月 25 日付け５農振第 2825 号農林水産省農村振興局長通知）により農地での取扱い(一時転用)が定められております。

９　別表【巻末】関連

北海道における再生可能エネルギー促進区域の設定において、とくに考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方

＜留意事項＞

・別表「北海道における再生可能エネルギー促進区域の設定において、とくに考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方」については、「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項(考慮対象事項）」の参考資料であり、促進区域の設定を検討する際の参考としてお示ししているものです。

・今後、有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料(EADAS を除く)における区域の更新があった場合、また、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告され、内容が修正された場合においては、道より情報提供することとしております。

10　施行通知２（１）「経過措置」関連

令和７年５月 10 日までに、市町村が促進区域の設定の検討を必要と判断した区域を、本基準第２章の１～９のそれぞれ(１)における※１でいう「促進区域として定めようとしている区域」とみなします。

＜留意事項＞

・至近に促進区域を設定しようとする市町村を考慮し、検討するための期間を確保するため、施行通知日より６か月後となる令和７年５月 10 日までに、市町村が促進区域の設定の検討を必要と判断した区域を、本基準第２章１～９（１）の表の注記※１でいう「促進区域として定めようとしている区域」として、当面の間みなします。

・なお、市町村が、促進区域の設定の検討を必要と判断した場合は、この経過措置の期間内に、促進区域の検討スケジュール、検討を必要とした区域、地域の合意形成の方法などについて、別添様式により、道（経済部ゼロカーボン推進局）に報告をお願いします。この場合において、市町村は、ご報告していただいたスケジュール等を踏まえ、速やかに促進区域の設定について検討を行ってください。

別添様式

年　　月　　日

北海道経済部ゼロカーボン推進監　宛

市町村長名

担当者
部　　署
職・氏名
電話番号

「地域脱炭素化促進事業の設定に関する環境配慮基準」の策定について（令和６年 11 月 11 日付ゼ戦第 523 号、ゼ産第 550 号）の別添留意事項の１０に基づき、次のとおり報告します。

記

促進区域の設定の検討スケジュール	（※ 協議会の設置日、検討開始日、促進区域の設定日など可能な範囲で今後の予定を記載してください。）
対象とする施設の種類	（※ 基準の第1章3に示す施設のうち、対象とする施設（予定を含む）の名称を記載してください。）
検討を必要とする区域	（※ 可能な限り、対象とする区域がわかるよう記載してください。）
地域の合意形成等の方法	
備考	

注 促進区域の検討スケジュール、検討を必要とした区域を示した図面、地域の合意形成等の方法を定めた資料などがあれば、添付してください。